

令和2年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

令和 2年 6月16日（火）

午前 9時56分 開 会

午前11時54分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 令和元年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて
- 日程第 6 報告第 2号 令和元年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて
- 日程第 7 議案第 1号 令和2年度滝川市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第 2号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 3号 滝川市基金条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 4号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 5号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 6号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 7号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 8号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第 9号 農業委員会委員の任命について
- 議案第10号 農業委員会委員の任命について
- 議案第11号 農業委員会委員の任命について
- 議案第12号 農業委員会委員の任命について
- 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 議案第18号 農業委員会委員の任命について
- 議案第19号 農業委員会委員の任命について
- 議案第20号 農業委員会委員の任命について
- 議案第21号 農業委員会委員の任命について

議案第22号 農業委員会委員の任命について

議案第23号 農業委員会委員の任命について

議案第24号 農業委員会委員の任命について

日程第16 議案第25号 財産の取得について

○出席議員 (16名)

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	木下八重子君	4番	山口清悦君
5番	山本正信君	6番	渡邊龍之君
7番	関藤龍也君	8番	寄谷猛男君
9番	佐々木和代君	10番	安樂良幸君
11番	本間保昭君	12番	田村勇君
13番	柴田文男君	14番	荒木文一君
15番	水口典一君	16番	東元勝己君

○欠席議員 (0名)

○説明員

市長	前田康吉君	副市長	千田史朗君
教育長	山崎猛君	監査委員	宮崎英彰君
会計管理者	佐藤之俊君	総務部長	中島純一君
総務部次長	長瀬文敬君	総務部次長	堀之内孝則君
市民生活部長	浦川学央君	保健福祉部長	和田英昭君
産業振興部長	鎌田清孝君	建設部長	山崎智弘君
市立病院事務部長	柳圭史君	市立病院事務部次長	堀勝一君
教育部長	田中嘉樹君	教育部指導参事	廣瀬一仁君
監査事務局長	杉原慶紀君	総務課長	小畑力也君
企画課長	諏佐孝君		

○本会議事務従事者

事務局長	竹谷和徳君	次長	深村栄司君
書記	壽崎行洋君	書記	池田茂喜君

開会 午前 9時56分

◎開会宣告

○議長 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和2年第2回滝川市議会定例会を開会いたします。

ここで過日の議会運営委員会で確認しております新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、前列の議員席を使用し、間隔を空けてお座りいただいておりますので、机上に臨時氏名標が出ていることをご確認願います。

ただいまの出席議員数は、16名でございます。

◎開議宣告

○議長 長 これより本日の会議を開きます。

ここで、去る5月27日に書面開催されました全国市議会議長会第96回定例会総会におきまして議員25年以上の功績で水口典一議員が一般表彰を受けておりますので、その伝達式を行います。それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時01分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において渡邊議員、寄谷議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月22日までの7日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

ここで、4月1日付の人事異動に伴う職員等の紹介がございますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議長報告

○議長 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 おはようございます。新型コロナウイルス感染症問題につきましては、新しいフェーズになっておりますが、今後ともまだまだ予断を許さぬ状況だというふうに思っている次第でございます。これまで感染症予防等にご尽力いただきました医療従事関係者の皆様方、そしてまた自粛等にご協力いただきました市民、事業者の皆様方に改めて感謝申し上げますとともに、今後ともお力添えいただきますことを改めてお願い申し上げる次第であります。

本日、令和2年第2回滝川市議会定例会が招集され、会期中におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業をはじめとする一般会計補正予算ほか諸議案と報告案件をご審議いただくわけでございますが、ご提案を申し上げます各議案につきましては、それぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして、原案にご賛同いただきますよう冒頭お願い申し上げますとともに、ご賛同いただけましたら新型コロナウイルス感染症対応に向けてより一層のスピード感を持って諸事業を取り進めてまいり所存であります。

議長に行政報告について発言の許可をいただきましたので、ご報告を申し上げます。令和2年2月19日から令和2年6月2日までの間の行政報告につきましては、議案とともにあらかじめ配付させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

私からは、別途以下の件につきまして口頭でご報告を申し上げます。初めに、5月下旬に全ての市民の皆様にご案内をさせていただきましたお一人につき10万円が給付される特別定額給付金につきまして進捗状況をご報告いたします。昨日正午現在の状況ですが、市内全2万1,342世帯のうち申請書を受理したのが2万232世帯、全世帯の95パーセント、そのうち振込を完了したのが1万9,599世帯、申請の97パーセントとなり、残りの振込も来週22日までに全て完了する見込みです。申請の残りが約1,100世帯となっています。延べ300人の職員を動員し、順調に事業は進んでおりますが、申請期限が8月25日となっておりますので、まだ申請がお済みでない皆様にはいま一度ご確認をいただきたいと思います。

以上、進捗状況についてのご報告といたします。

次に、市内飲食店への顧客回帰並びに消費喚起対策として、滝川商工会議所、江部乙商工会と共に実行委員会を組織し、昨日から販売を開始しました飲食店応援たきかわプレミアムチケットにつきましてご報告いたします。昨日初日の販売状況ですが、ワンセット5,000円のチケットであ

りますが、商工会議所と商工会で合計3,204セットをご購入いただいたとのことであり、大変好評をいただいているところであります。販売総数は5,000セットであります。既に6割以上が購入され、売り切れ次第終了となっておりますが、市内飲食店の早期の売上げ向上につながるものと大いに期待をしております。ちなみに、登録しております飲食店の数は106店舗となっております。

以上、ご報告いたします。

次に、令和元年度各会計の決算概要につきましてご報告いたします。この件につきましては、第3回定例会におきまして正式な手続を踏みまして議会の承認を求めることになるわけではありますが、5月末日をもって一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了し、一応の計数がまとまりましたので、簡潔にご報告申し上げます。一般会計は8億2,385万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金が主な要因となっております。その他としましては、歳入では地方交付税が予算に対して1億7,447万円の増、市税が6,262万円の増となっており、歳出では除雪等委託料が9,306万円の減、介護保険特別会計繰出金が6,248万円の減のほか、各事業の歳出抑制に努めたことなどによるものであります。なお、繰越明許費繰越額が1,681万円ありますので、それを差し引いた8億704万円が実質収支額となります。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は9,132万円の剰余となりましたが、このうち7,000万円を国民健康保険準備基金に積み立てたところであります。公営住宅事業特別会計は6,146万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金及び経費節減などによるものです。介護保険特別会計の保険事業勘定は1億5,126万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金及び保険給付費の減などによるものです。次に、介護サービス事業勘定は2,598万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金などによるものです。また、後期高齢者医療特別会計は106万円の剰余となりましたが、前年度からの繰越金などによるものです。土地区画整理事業特別会計は、歳入歳出同額となっており、剰余金は発生しておりません。

続きまして、企業会計ですが、下水道事業会計は収益的収支で5,419万円の純利益となりました。また、資本的収支では4億3,897万円の差引き不足となり、当年度損益勘定留保資金などで補填したところです。病院事業会計は、収益的収支で6億1,835万円の純損失となりました。また、資本的収支では4億6,258万円の差引き不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填したところです。

以上、一般会計ほか各会計の決算概要についてのご報告いたします。

続きまして、農作物の生育状況についてご報告いたします。本年は、積雪が少なかったことから雪解けが早く進み、また日照時間も多く、春作業は順調に進みました。6月1日現在の主な作物の生育状況ですが、水稻は移植作業は5月17日と平年より2日早く始まり、移植後は低温と強風による葉枯れと退色が散見される状況です。直播は出芽期を迎えております。秋まき小麦は、平年より低温の傾向が続いているため生育が緩慢になっている状況です。タマネギは、平年より5日早い3月10日に発芽し、移植は9日早く、生育は順調に進んでいます。リンゴは、平年より5日早い4月20日に発芽しましたが、その後低温の日が多く、落果期で平年並みとなっています。花芽率

は92.3パーセントで、平年より高い状況です。菜種は、平年より6日早い5月4日に開花し、生育が進んでいましたが、低温の影響により開花期間が長くなり、生育が緩慢になっている状況です。以上のように現在のところタマネギの生育は順調に進んでおりますが、その他の作物については低温の影響がうかがえる状況となっております。今後気温が平年並みに回復し、生育が順調に推移することを期待しております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 議長に教育行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。

令和2年2月19日から6月2までの間の教育行政報告につきましては、お手元に印刷配付させていただいておりますので、お目通しいただき、以下1点について口頭で報告させていただきます。

タキカワカイギュウ発見40年を記念しまして特別展カイギュウの見た夢が6月20日から美術自然史館にて開催されます。1980年に愛石家により空知川で偶然発見された化石は、市民の手によって発掘、研究、普及がなされた北海道初のケースとなり、その後の北海道の化石発掘に大きな影響を与えました。新種であることが判明した化石は、タキカワカイギュウと名づけられ、化石として初めて北海道の文化財に指定されました。タキカワカイギュウに関わる各種普及活動は、近隣の学校の先生が中心となって行われ、研究結果の発表や化石の発掘などの一連の取組は、当時の子供たちに夢と希望を与えました。今回の特別展では、タキカワカイギュウ化石の原標本について38年ぶりに全身を展示いたします。また、セイウチ、アシカ等滝川で発掘された様々な化石のほか、500万年前、滝川が海であったことを紹介する各種解説パネル等も展示することで子供たちが自らを取り巻く地域の自然環境の変化について学ぶことができる構成としながら、タキカワカイギュウが発見された当時の熱気を改めて振り返ります。

以上、口頭での教育行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑を行います。質疑ございますか。三上議員。

○三上議員 おはようございます。定額給付金の関係で伺いたいと思います。

申請率が95パーセントを超えていて、残りまだ未申請の世帯が1,100世帯ということです。この中にどういった方々がいらっしゃるのか分かりません。ただ、高齢者の独居老人の方、こういった方々が果たして定額給付金の申請ができているのかというのが心配です。この辺の状況はどのように捉えているのか伺いたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 申請率は先ほどお話ししたとおりでございますけれども、具体的に個人がどの方が申請されているかという部分は、なかなかそこまでの分析というのは現状況の中では行えていないというのが事実です。また、昨日も100件以上の申請が来ていますし、先ほど口頭報告で申し上げましたとおり残り1,100件という部分の中で、今後その1,100件についてまず申請漏れがないように市広報あるいはホームページ等で十分周知をしていきながら、また状況によっては町内会の班回覧ですとか、その他の手段で申請漏れの少ないような形で実は確認をさせていただきたいと

いうふうには考えております。ただ、申請期限が8月25日ですので、まだ2か月程度あるという部分もありますので、その期間内にある程度手段を使いながら、申請漏れがないような形で進めていきたいというふうには考えております。これから1か月あるいは2か月に入る段階で残りどれだけの申請されていない方がいるかという部分にも関わってきますが、その段階においての申請漏れというか、申請されていない件数によって、そのときの対応をそれぞれ考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 三上議員。

○三上議員 職員の皆様が連日奮闘、努力されてやっておりますので、あと2か月ありますけれども、最終的に分析していただいて、申請漏れがないようお願いしたいのですけれども、その判断する残り何日とかというのがもしあったら伺いたいと思いますけれども。

○議 長 総務部長。

○総務部長 具体的に何日という部分は今考えておりませんが、ただ今回の申請も一斉に多分混み合うだろうということで、実は市職員も申請を少し遅らせたというようなこともあります。あくまでも担当している職員の業務が複雑化しないように、職員についても少し申請を遅らせてもらうとか、そういうようなことを実は進めてきている部分もありますので、ある程度今件数が落ち着いてきた中で、職員についても早めに申請をして、事務の処理が少しでも早く終了するような形で考えていきたいというふうに思っておりますので、そういった全体のパーセンテージをある程度見据えて、その時期についても判断をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 令和元年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

○議 長 日程第5、報告第1号 令和元年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。総務部次長。

○堀之内総務部次長 ただいま上程されました報告第1号 令和元年度滝川市一般会計予算繰越明許費の繰越しについてご説明いたします。

令和元年度滝川市一般会計補正予算（第8号）及び（第9号）において、下水道事業会計出資金や国の補正予算（第1号）に対応するための事業など6事業について、地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費として議決いただいたところでございます。この翌年度に繰り越す6事業に係る繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告

するものでございます。

4款1項、下水道事業会計出資金、翌年度繰越額6,000万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が6,000万円でございます。

6款1項、道営土地改良事業負担金、翌年度繰越額4,500万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として地方債が4,500万円でございます。

10款2項、滝川第二小学校給食室煙突改修工事、翌年度繰越額1,266万円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が426万1,000円、地方債が800万円で、一般財源が39万9,000円でございます。

10款2項、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、翌年度繰越額1億7,506万7,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が3,123万2,000円、地方債が1億4,380万円で、一般財源が3万5,000円でございます。

10款3項、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、翌年度繰越額8,493万3,000円、これに係る財源内訳ですが、未収入の特定財源として国庫支出金が1,538万3,000円、地方債が6,950万円で、一般財源が5万円でございます。

10款6項、文化センター受変電設備改修工事、翌年度繰越額1,633万円、これに係る財源内訳ですが、一般財源が1,633万円でございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第2号 令和元年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについて

○議長 長 日程第6、報告第2号 令和元年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました報告第2号 令和元年度滝川市下水道事業会計予算の繰越しについてご説明をいたします。

今回の繰越しの理由ですが、北海道により全道の市町村に配分された社会資本整備総合交付金の事業間調整が行われ、本市として合流改善事業の進捗を図るため、交付金の追加要望を行っていましたが、令和2年2月に交付金の追加が決定となりました。工事につきましては、令和元年度内の完了が困難でありますことから、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙の繰越計算書のとおり報告するものでございます。

令和元年度滝川市下水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。1款1項建設改良費のうち社

会資本整備総合交付金事業の翌年度繰越額 1 億 9 7 3 万 4, 0 4 0 円、これに係る財源内訳ですが、交付金 5, 4 8 6 万 7, 0 2 0 円、企業債 5, 4 8 0 万円、出資金 6 万 7, 0 2 0 円でございます。

以上で報告第 2 号の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第 2 号は、報告済みといたします。

◎日程第 7 議案第 1 号 令和 2 年度滝川市一般会計補正予算（第 5 号）

○議 長 日程第 7、議案第 1 号 令和 2 年度滝川市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副 市 長 ただいま上程されました議案第 1 号 令和 2 年度滝川市一般会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて行う滝川市事業者応援給付金を支給するための補正並びに子ども・子育て支援新制度の改正に伴うシステム改修及び広域入所の利用児童数の増加に伴う負担金を増額するための補正などが主な理由となっております。

1 ページを御覧ください。第 1 条第 1 項で、歳入歳出の総額にそれぞれ 2 億 3, 0 8 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 2 5 4 億 1 9 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

第 2 項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるところでございます。

第 2 条の地方債補正でございますが、地方債の追加は、第 2 表によるところでございます。

2 ページから 3 ページまでは第 1 表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

5 ページをお開きください。第 2 表、地方債補正でございます。追加であります。緊急浚渫推進事業債、限度額 1 3 0 万円を追加したいとするもので、令和元年度の台風 1 9 号をはじめ大雨災害、異常気象による河川氾濫が全国各地で相次いで発生したことを受け、国が治水対策の強化を目的に令和 2 年度から緊急浚渫推進事業債を創設したことにより、本起債の対象となる調査を実施するための財源としたいとするものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、1 2 ページ、1 3 ページをお開き願います。2 款 1 項 7 目市民生活推進費、補正額 5 2 万 9, 0 0 0 円の増額につきましては 2 点ございます。1 点目は、コミュニティ施設の運営管理に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により大町コミュニティセンターの備品を購入するためにとご寄附を賜りました 1 5 万円を財源といたしまして、椅子用台車と折り畳みテーブルなどを購入するため補正したいとするものでございます。2 点目は、消費者行政推進事業に要する経費の補正で

ございます。消費生活相談員等の資質を向上させ、消費生活相談がより一層適正かつ迅速な対応となることを目的に、国民生活センターなどが開催する研修に相談員を積極的に参加させ、相談員のスキルアップを目指すとともに、パンフレット等を配付し、地域や学校における啓発活動を行うため37万9,000円を補正したいとするもので、費用の全額が北海道消費者行政推進事業補助金で措置されるものでございます。

2款1項10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費、補正額1億4,667万9,000円の増額につきましては8点ございます。1点目は、休業等要請協力支援金給付事業に要する経費の補正でございます。令和2年度滝川市一般会計補正予算（第2号）で休業等要請協力支援金給付事業費として5,500万円の補正予算の議決をいただいたところでございますが、このたび地方創生臨時交付金対象事業の全体調整を行った結果、補正済みの事業費を400万円減額補正したいとするものでございます。2点目は、Web会議環境整備事業に要する経費の補正でございます。ウイルス感染症拡大防止策の一環として、他自治体や市外事業者等との会議や打合せについてウェブ上で開催を可能とするために必要なパソコン等を整備するため133万7,000円を補正したいとするものでございます。3点目は、市内医療機関等に対する感染症防止対策事業に要する経費の補正でございます。新たな感染拡大の波に備え、市内医療機関や介護事業所等における備蓄体制への拡充を図るため支援したいとするもので、医療従事者、介護従事者、入院患者、施設入所者等へ30日分の備蓄用マスク17万8,850枚及び消毒液等を配付するため1,145万円を補正したいとするものでございます。4点目は、公共施設等の管理維持体制持続化事業に要する経費の補正でございます。指定管理施設11施設及びコミュニティセンター12施設が今後貸し館業務等を維持していく上での必要な消毒用の消耗品等を購入し、配付するため700万円を補正したいとするものでございます。5点目は、他会計繰出に要する経費の補正でございます。病院事業会計における感染症の拡大防止対策等に必要な感染症に特化した医療資材の整備で224万5,000円、高等看護学院のオンライン授業環境構築で52万1,000円、マスクや消毒用消耗品等の医療資材の計画的備蓄で1,014万3,000円、バイオハザード対策用安全キャビネットの整備で113万3,000円の合計1,404万2,000円を病院事業会計に繰り出しするために補正したいとするものでございます。6点目は、滝川市事業者応援給付金給付事業に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって経営に大きな影響を受けた事業者を支援するため、1事業者当たり10万円を給付するもので、対象は市内で事業を営む法人及び個人事業主が今年1月から申請日前月までのいずれかの月において売上げが前年同月比30パーセント以上50パーセント未満減少した事業者で1,100事業者を対象と想定し、1億1,500万円を補正したいとするものでございます。7点目は、休業要請協力金給付事業に要する経費の補正でございます。北海道の休業要請対象外の施設のうち、民間事業者が運営する道の駅たきかわ及び池の前水上公園キャンプ場について市独自休業要請に協力をしていただいたことから、その事業者の事業継続を支援するため協力金を1事業者につき30万円給付するため、60万円を補正したいとするものでございます。なお、ただいまご説明申し上げた2点目から7点目までは、国の令和2年度補正予算第1号の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で創設された新型コロナウ

イルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として全額を措置させていただきました。8点目は、滝川市タクシー・飲食店連携宅配サポート事業に要する経費の補正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少している市内タクシー事業者4社と市内飲食店が連携して行うテークアウト商品の宅配サービス事業を支援するため125万円を補正したいとするもので、市民周知を図るためのチラシ作成や新聞折り込み費用等で必要な25万円は事務費として、残り100万円を滝川市タクシー・飲食店連携宅配サポート事業補助金としてタクシー事業者に交付するものでございます。なお、国の第1次補正に伴う2次申請、または第2次補正により事業採択がされた場合は、今後財源振替を行いたいとするものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源の調整については、補正額の財源内訳でご説明申し上げます。本交付金の第1次申請に伴う滝川市の交付額は2億482万1,000円となったところでございますが、そのうち2款1項10目で措置したものは2億445万1,000円で、特定財源の国庫支出金としてございます。また、他の欄でございしますが、ここで財源の調整をしておりますが、1つ目として令和2年度滝川市一般会計補正予算（第2号）で措置しました休業等要請協力支援金給付事業5,500万円につきましては、費用の全額を財政調整基金から繰入れして対応することとしてございましたが、先ほど1点目でご説明を申し上げましたとおり、本交付金の対象事業全体の調整を行った結果、事業費を400万円減額したことに伴い、5,100万円を対象事業費として基金繰入金から本交付金へと財源振替し、同時に事業費を減額し、400万円も財源調整をしたところでございます。2つ目は、令和2年度滝川市一般会計補正予算（第4号）で措置しました児童扶養手当給付世帯への臨時特別給付金事業費1,059万円につきましては、本交付金の対象事業費から特定財源を差し引いた残り402万2,000円を財政調整基金から繰入れして対応することとしてございましたが、同様に財源振替するもので、合計で5,902万2,000円を減額調整したところでございます。

3款2項2目保育所費、補正額7,001万2,000円の増額につきましては、保育所等の運営管理に要する経費の補正で2点ございます。1点目は、令和2年4月より新十津川幼稚園が施設型給付制度に移行したことに伴い、広域入所負担金6,898万2,000円を増額補正したいとするもので、費用のうち内閣府の子どものための教育・保育給付費の国負担金で2,573万8,000円、道負担金で2,162万3,000円がそれぞれ措置されるものでございます。

2点目は、子ども・子育て支援新制度改正に伴い認可外保育施設等における現況届等の管理をするためのシステム改修費用103万円を補正したいとするもので、費用の全額が内閣府の子ども・子育て支援事業費補助金で措置されるものでございます。

3款2項3目児童福祉施設費、補正額15万円の増額につきましては、放課後児童クラブ事業に要する経費の補正でございます。寄附者の意向により東地区児童センター及び学童クラブの施設用備品を購入するためにとご寄附を賜りました15万円を財源としまして、雨具、傘立て兼用スタンドなどの施設用備品を購入したいとするものでございます。

次のページをお開きください。3款3項1目生活保護費、補正額66万円の増額につきましては、生活困窮者自立支援事業に要する経費の補正でございます。生活保護法の改正により日常生活支援

住居施設が創設されたことに伴い、生活保護システムを改修するため補正したいとするもので、費用の2分の1が厚生労働省の生活困窮者就労準備支援金事業費等補助金で措置されるものでございます。

4款1項2目予防費は、歳出補正ではございませんが、財源の調整について補正額の財源内訳で説明申し上げます。先ほど申し上げました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第1次申請に伴う滝川市の交付額のうち、2款1項10目で措置したものを差し引いた残り37万円を特定財源の国庫支出金としてございます。また、一般財源欄でございますが、ここで調整しておりますのは令和2年度滝川市一般会計補正予算（第1号）で措置しました新型コロナウイルス感染防止対策に要する経費1,000万円につきまして交付金の対象事業全体の調整を行った結果、37万円を対象事業費分として一般財源から本交付金へ財源振替したものでございます。

7款1項2目観光費、補正額239万4,000円の減額につきましては、国際交流事業に要する経費の補正でございます。本市との姉妹都市であるアメリカ、マサチューセッツ州スプリングフィールド市との交流として市民訪問団派遣事業を実施する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、関係各所と協議した結果及び現地受入れ先であるロングメドー高校から来年6月までの交流事業中止の決定通知を受けたことに伴い、スプリングフィールド市民訪問団派遣事業負担金を減額補正したいとするものでございます。

8款2項1目道路維持費、補正額794万4,000円でございますが、道路橋梁の維持に要する経費205万1,000円の増額、除雪・排雪対策に要する経費565万円の増額、流雪溝の維持管理に要する経費24万3,000円の増額につきましては、令和2年3月に公共工事労務単価が改定されたことにより、既に発注している委託料を含め今後不足する見込みである各経費についてそれぞれ補正したいとするもので、流雪溝の維持管理分としては国土交通省から維持管理費の81パーセントに当たる19万6,000円が流雪溝維持管理委託金として財源措置されるものでございます。

8款3項1目河川維持費、補正額135万9,000円の増額につきましては、河川の維持管理に要する経費の補正でございます。同様に公共工事労務単価が改定されたことにより、本年度の補修等委託料が不足する見込みとなったことによる補正並びに治水対策の強化を目的に令和2年度に創設された緊急浚渫推進事業債の対象となる河川現況調査を実施するため補正したいとするものでございます。

8款4項3目公園管理費、補正額465万円の増額につきましては、公園の管理に要する経費の補正でございます。同様に公共工事労務単価が改定されたことにより、本年度の公園管理等委託料が不足する見込みとなったことから補正したいとするものでございます。

8款4項4目公園緑地造成費、補正額70万円の増額につきましては、公園緑地造成事業費の補正でございます。寄附者の意向により公園の遊具設置のためにとご寄附を賜りました70万円を財源として、さくら公園に設置する公園遊具を購入したいとするものでございます。

9款1項2目防災費、補正額473万1,000円の増額につきましては、防災に要する経費の補正でございます。水防法の改正によりハザードマップの浸水想定区域は想定し得る最大規模の洪

水とするように改められたことに伴い、これに対応したハザードマップ制作及び全戸配布するための費用を補正したいとするものでございます。

以上、歳出合計で2億3,083万5,000円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。

17款1項1目民生費負担金から18款2項7目総務費補助金までは、いずれも歳出関連でございます。

21款2項1目基金繰入金は、歳出関連でご説明申し上げましたとおり、既に補正済みの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業の財源振替を行ったものでございます。

22款1項1目繰越金は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

23款5項2目雑入及び次のページをお開き願います。24款1項4目土木債は、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で2億3,083万5,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

すみません。8款4項3目公園管理費でございますけれども、補正額465万円と申し上げましたが、正式には46万5,000円でございますので、訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。山本議員。

○山本議員 1点だけ質疑をさせていただきたいと思います。

総務費の中で13ページに書いてございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金事業の歳出の中でWeb会議環境整備事業に要する経費の関係で、先ほどのご説明の中ではウェブ会議のための設備を増強するというお話をお伺いしております。まず、現在可能な増強してどのくらいの規模になるかをお伺いしておきたいのと、併せましてせっかく役所内でウェブ会議の環境整備ができたということでもありますけれども、御存じのとおり、今年は新型コロナウイルスの関係で市内のいろんな関連団体の会議等が書面決議等で、会議が全然開かれないような状況になってございました。そんなことで、せっかく役所の中でオンラインによるウェブ会議の機器が貸出しはできないと思うのですけれども、ノウハウができたということであれば、そういったいろんな関連団体がウェブ会議ができないのかといった問合せのときの答えにも役に立つのかなと思いますけれども、そういった部分の市民からの問合せがあったときにこれらのノウハウを役立てる方向であるのかどうかだけをお伺いしておきたいと思います。

○議長 長 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 ご質疑にございましたウェブ会議等の整備事業でございますけれども、これにつきましては市が一参加者としてオンライン会議に参加できるよう必要なパソコン等を追加で整備するものでございます。予算で計上しておりますのはおおむね3セット、3セットを追加したいというふうに考えております。現在は1セットで活用しておりますが、オンライン会議は一般的には特別な

仕組みがなくてもパソコンと通信環境があり、会議参加者が共通の無償ソフトを使用することで開催できるものということになってございます。

ちなみに、これまで他都府県、あるいは札幌等の自粛、言うなれば往来自粛、あるいは大学等につきましても外部の方が入構を禁止されているという状況が続いている中で、4月から6月までの間、市役所におけるオンラインの会議の実績といたしましても19件の会議が行われて、ほかの自治体あるいは関係機関との打合せ、セミナー等への参加などに活用してきたところでございます。ご質疑の中にもございましたが、書面会議等で実現できないような意見反映がこういったオンライン会議の開催によって活用ができる、あるいは会議の一つの手法として移動時間の削減だとかそういった面においても有効となるというふうに考えておりますので、市といたしましても幅広く活用し、会議の手法などについても必要があれば関係団体とも共有してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 事業者応援給付金について伺いたいと思います。

これは、国の持続化給付金に連動して、国は50パーセント以下の事業者、個人事業主に対して給付していくという国の持続化給付金がありますけれども、これはそれに達しない方、半減はしていないけれども、昨年対比でいうと減っているという方々を救うためのものだと思うのです。今回国は2次補正で持続化給付金を拡充します。これは、本年事業を始めた方に対しては、以前は対象外だったのです。ですけれども、2次補正で本年事業を開始した方々も加えるという拡充がされております。それで、市のこの給付事業については、それに連動するのかどうか伺いたいと思います。ですから、本年事業を開始した方についても対象となるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 長 三上議員、今の質疑、本年事業を開始したのが対象になるかどうかということでよろしいですか。産業振興部長。

○産業振興部長 ご質疑の内容にお答えしますけれども、全てが国の持続化給付金に、ここ最近いろいろと拡充してきているのです、対象事業者について。同じように拡充しているというわけではありませんけれども、予算の範囲内、許す範囲内でできるだけ今制度設計してきているところでありまして、ご質疑の本年度事業開始という部分については救えるような形で今制度設計しているところであります。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

ここで新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場内の空気の入替えを行いますので、若干休憩いたしたいと思います。再開は午前11時10分といたします。それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第2号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)

○議 長 日程第8、議案第2号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第2号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算(第1号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第1号、一般会計補正予算(第5号)で説明がありました提案理由と同様で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて行う新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に係る費用の補正でございます。

第1条は、総則です。

第2条は、令和2年度滝川市病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正したいとするもので、医療機械等整備を196万6,000円増額し、補正後1億5,480万1,000円とするものです。

第3条は、予算第3条の表に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。

収益的収入ですが、第1款病院事業収益を1,207万6,000円増額し、補正後72億1,213万7,000円に、第2項医業外収益を1,155万5,000円増額し、補正後11億9,538万6,000円に、第3項高等看護学院収益を52万1,000円増額し、補正後1億541万7,000円とするものです。

収益的支出ですが、第1款病院事業費用を1,207万6,000円増額し、補正後73億1,614万6,000円に、第1項医業費用を1,155万5,000円増額し、補正後70億1,772万6,000円に、第3項高等看護学院費用を52万1,000円増額し、補正後1億54

1万7,000円とするものです。

第4条は、予算第4条の表に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。

資本的収入ですが、第1款資本的収入を196万6,000円増額し、補正後1億6,676万7,000円に、第4項繰入金を新設し、196万6,000円を計上し、補正後196万6,000円とするものです。

資本的支出ですが、第1款資本的支出を196万6,000円増額し、補正後6億5,212万6,000円に、第1項建設改良費を196万6,000円増額し、補正後1億5,480万1,000円とするものです。

3ページから7ページまでは、補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表ですので、お目通し願います。

8ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。支出から説明させていただきます。1款1項2目材料費で1,155万5,000円の増額を行い、補正後1億2,947万6,000円とするものです。内訳といたしましては、マスクや消毒用消耗品等の医療資材の備蓄など診療材料費で1,113万3,000円を、感染症に特化した医療資材の整備のため医療消耗備品費で42万2,000円をそれぞれ増額補正したいとするものです。

1款3項2目経費で52万1,000円の増額を行い、補正後1,483万8,000円とするものです。内訳といたしましては、高等看護学校のオンライン授業環境の構築のため、手数料で52万1,000円を増額補正したいとするものです。

次に、収入ですが、1款2項3目他会計負担金で1,155万5,000円の増額を行い、補正後1億1,046万4,000円とするものです。支出で申し上げました材料費の増額に伴い、一般会計負担金を1,155万5,000円増額補正したいとするものです。

1款3項1目学院収益で52万1,000円の増額を行い、補正後1億541万7,000円とするものです。支出で申し上げました学院経費の増額に伴い、一般会計負担金を52万1,000円増額補正したいとするものです。

次に、9ページをお開きください。資本的収入及び支出明細書についてご説明いたしますが、款及び項につきましては先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。支出から説明させていただきます。1款1項1目設備費で196万6,000円の増額を行い、補正後1億5,480万1,000円とするものです。内訳といたしましては、検体検査用安全キャビネットなどの整備のため、備品購入費で196万6,000円を増額補正したいとするものです。

次に、収入ですが、1款4項1目として繰入金を新設し、196万6,000円を計上し、補正後196万6,000円とするものです。支出で申し上げました設備費の増額に伴い、繰入金196万6,000円を計上したいとするものです。

以上、議案第2号 令和2年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第9 議案第3号 滝川市基金条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第9、議案第3号 滝川市基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部次長。

○堀之内総務部次長 ただいま上程されました議案第3号 滝川市基金条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、滝川市が実施する新型コロナウイルス感染症対応に係る事業に要する資金に充てることを目的とした寄附の申出があった場合に対応するため、新たに滝川市新型コロナウイルス感染症対応特別基金を設置したいとするものでございます。

改正内容につきまして新旧対照表に基づきご説明申し上げますので、議案第3号参考資料の新旧対照表を御覧ください。新たに滝川市新型コロナウイルス感染症対応特別基金の設置を行うため、第2条第18号を追加し、滝川市コロナウイルス感染症対応特別基金の設置目的として、新型コロナウイルス感染症対応に係る事業に要する資金に充てるとするものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 1点だけ伺います。

これで今日議決されれば基金ができるのですが、寄附金をどういう形で受け入れる方法論とか、あるのかというのを伺いたいと思うのです。基本的にはこうしたいということは言っていたほうがいいと思うので、まだ決まっていないかもしれませんが、要するに現金で持ち込んでもいいのか、振込を基本お願いしたいのかということを今日時点で決まっていればお願いします。

○議 長 堀之内総務部次長。

○堀之内総務部次長 まず、寄附の流れといいますか、そういったところからお話ししますが、寄附者にはまず前提として寄附申込書というのを提出してもらいたいというふうに考えております。市の公式ホームページからダウンロードしていただくか、問合せいただければ送付させていただくということになります。方法としましては、そういった寄附の申込書があった以降寄附者には現金書留、郵便振替、銀行振込、直接ということも想定して、多様な方法で寄附金を受け取れるようにしていきたいということで、それらも併せてホームページで周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は可決されました。

◎日程第10 議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第10、議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま上程されました議案第4号 滝川市税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に成立し、公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため所要の措置を講ずるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方のうち一定の要件を満たす場合、国民健康保険税を減免、免除するため市税条例を改正したいとするものです。

条例改正の内容につきましては、議案第4号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨でご説明いたしますので、資料を御覧ください。まず、第1条関係です。附則第10条、読替規定は、固定資産税の課税の特例に新型コロナウイルス感染症の影響等により厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準を2分の1、また

はゼロとする特例を加える改正に伴う条文の整理でございます。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、いわゆるわがまち特例についての改正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響等を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業者等の認定先端設備等に該当する家屋及び構築物の固定資産税の特例割合を3年間ゼロとするための改正です。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税は、もともと消費税率引上げに伴う需要平準化対策として令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間、臨時的に軽減していました軽自動車税の環境性能割の特例措置をこの適用期限を令和3年3月31日まで延長するための改正です。

附則第23条、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等は、新型コロナウイルス感染症の影響等により徴収猶予を申請する際に申請書の訂正が必要となった場合などにおいて、その提出期限を定めるための条文の追加です。

附則第34条、読替規定は、都市計画税の課税標準につきまして附則第10条でご説明いたしました事業用家屋の課税標準を2分の1、またはゼロとする特例を加えるための改正です。

次のページをお開きください。附則第53条、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免は、新型コロナウイルス感染症の影響により生計を主として維持する方の死亡や収入の減少が見込まれるなどの要件を満たす世帯について国民健康保険税を減免、または免除するための条文の追加です。

続いて、第2条関係です。附則第10条及び附則第10条の2は、法改正に伴う条文の整理です。

附則第24条、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例は、文化芸術またはスポーツイベントで新型コロナウイルス感染症等の影響による行事の中止等により生じた入場料金等払戻し請求権を放棄したときに、放棄した払戻し請求権相当額を寄附したものとみなして寄附金税額控除を適用する特例を追加するための改正です。

附則第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例は、新型コロナウイルス感染症等の影響により特例措置の対象となる住宅に令和2年12月31日までに居住できなかった場合で、令和3年12月31日までに居住した場合について控除を適用する特例を1年延長するための改正です。

附則第34条、読替規定は、法改正に伴う条文の整理です。

以上を申し上げまして議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 1点だけ伺いたいのですが、市の財政に与える影響についてお尋ねしておきたいと思えます。今後国のほうからそれなりの措置がなされるとは思いますが、今回のこの改正によって市の財政、税収入にどういった影響があるのか、今押さえている範囲内でお答えいただきたいと思えます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今回の法改正、条例改正に伴う財源の関係です。財源の関係についての説明をしておりませんでしたので、申し訳ありませんでした。ポイントで説明させていただきたいと思います。

まず、固定資産税、都市計画税に関する改正につきましては、これは来年度の予算に関係するものですけれども、新型コロナウイルス感染症等対策地方税減収補填特別交付金というものが充当される予定です。ただ、この場合都市計画税と固定資産税の標準税率に伴う額というふうに見込まれますので、滝川市の場合の固定資産税の0.1ポイント分というのは補填されない可能性があると考えております。

2点目、軽自動車税に関する部分につきましては、軽自動車税減収補填特例交付金、これは現在も需要平準化で当たっている交付金がそのまま追加されるというふうになっております。

それから、国民健康保険税の減免についてですけれども、2つ分かれましますけれども、国民健康保険災害等臨時特例補助金と特別調整交付金で全額補填される予定となっております。個人住民税の寄付金税額控除等に係るものにつきましては、従前どおりなのですから、地方特例交付金で補填されるというふうになっております。

金額については、現段階でははじいておりませんが、財源措置としてはそういう制度となっております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は可決されました。

◎日程第11 議案第5号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第11、議案第5号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第5号 滝川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、令和2年4月1日に公布された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が同日から施行され、連携施設の確保の見直しに係る改正が行われたことから、当該改正に伴う所要の整備を行うために改正したいとするものです。滝川市において現在対象となる施設はございません。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。まず、先に第42条についてご説明いたしますが、特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子供の保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき引き続き受け入れて教育、保育を提供する連携施設を適切に確保しなければならないこととされておりますが、第4項に第1号を追加し、先行利用調整等様々な対応策により引き続き必要な教育、保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは連携施設の確保を不要とするというものです。

次に、第39条につきましては、改正漏れによる文言整理を行いたいとするものです。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

◎日程第12 議案第6号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第12、議案第6号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第6号 滝川市家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、令和2年3月26日に公布されました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が4月1日から施行され、連携施設の確保の見直し及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合の明確化に係る改正が行われたことから、当該改正に伴う所要の整備を行うため改正したいとするものです。こちらにつきましても滝川市において現在対象となる施設はございません。

改正の内容につきましては、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第7条につきましては、家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育、または保育が継続的に提供されるよう引き続き受け入れて教育、保育を提供する連携施設を適切に確保しなければならないこととされておりますが、第4項に第1号を追加し、先行利用等の様々な対応策により引き続き必要な教育、または保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは連携施設の確保を不要とするというものです。

次に、第38条につきましては、居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合について保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な場合に居宅訪問型保育事業者による保育が実施可能であることを明確化するために下線部分を追加したいとするものです。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第13 議案第7号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第13、議案第7号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第7号 滝川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、令和2年3月4日に公布されました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が4月1日から施行され、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大に係る改正が行われたことから、当該改正に伴う所要の整備を行うために改正をしたとするものです。

改正の内容につきましては、放課後児童支援員認定資格研修の実施者の拡大に伴い、第11条第3項の規定に研修の実施者としてこれまでの都道府県知事に加え、指定都市と中核市の長を加えたいとするものです。

また、附則第3項につきましては、改元に伴う文言整理です。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は可決されました。

◎日程第14 議案第8号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第14、議案第8号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第8号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の趣旨ですが、令和2年4月7日に閣議決定されました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して介護

保険料の減免等を行うこととされたことを踏まえ、一定の要件に該当する者について介護保険料の減免措置を行うために改正したいとするものです。

改正の内容につきましては、附則の次に見出し及び3項を加えたいとするもので、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免として、附則第16項では減免の対象となる保険料を令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険料とし、対象者を新型コロナウイルス感染症によりその属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った第1号被保険者、または新型コロナウイルス感染症の影響によりその属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であり、かつ減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である第1号被保険者とするものです。具体の減免額の算定につきましては、規則で定めることとしたいとするものであります。

次に、第17項は、減免を受けようとする者に申請書に所得の減少が確認できるなど減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して提出することについての規定、第18項は新型コロナウイルス感染症の影響を起因とする減免につきましては、本則第12条第1項の規定にかかわらず、附則第16項を根拠に減免を行うとするための規定であります。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用したいとするものです。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。寄谷議員。

○寄谷議員 1点伺います。

この収入の減収なのですが、当該事業収入等の額の10分の3以上という基準があるので、これについての判断の仕方、単月でもいいのか、それとも通して判断するのか、それについて教えてください。

○議長 長 寄谷議員、収入減の判断ということですね。

○寄谷議員 はい。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまのご質疑についてお答えさせていただきます。

申請時点までの実績の出た期間の月平均収入額を算出していただきまして、この月平均収入額を基に1年間に換算した収入見通しを算出基準とするということになっております。

以上です。

○議長 長 寄谷議員。

○寄谷議員 この質疑は、先ほどの市条例の一部改正のときに聞けばよかったのですが、この判断については自治体のほうに委ねられている部分があって、ほかの持続化給付金などのように一月でも3割以上減った場合でもいいというようにするのか、それとも数か月の平均を出すのかということの判断については自治体に任されているのであれば一人でも多くの市民がこの制度を利用

できるような、そういう判断を市のほうでしたほうが今回のこのコロナ対策の関係では市民の利益になるのではないかなというふうに考えましたので、その辺についての市の考えを伺いたいと思います。これについて財源が減った分、国のほうからも予算が下りてくると思うのですが、今回ほかの財政面でも国から十分な潤沢な資金が下りてきていないという状況にあっては、少しでも国の予算を利用できる制度については、そういう判断をするほうが市民にとっていいのではないかなというふうに考えていますので、そういう意味では自治体のほうで10分の3以上の判断基準、これをある程度幅を持って判断できるのであれば、一人でも多くの市民が利用できるという判断をしたほうがいいのではないかなと思いますので、それについて改めて市の考えを伺わせてください。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまのご質疑ですけれども、なるべく多くの方が対象になるようにというように、もちろんそういうようなことでは考えていきたいというふうに思っておりますが、先ほどの国保税のときの質疑にもございましたけれども、今回減免措置につきましては、それに対する国費からの調整というようにことが予定されております。調整交付金というもので、特別調整交付金のほうで減額した部分については補填をされるというふうになっております。今回規則で定めようと考えております減免の基準につきましても、その交付金の算定の基準に従った形で考えております。まずはその範囲での減額というように考えておりますが、対象となる方たち、こちらにつきましても当然国の中でこういった方たちを対象として、その方については補填をしますというように決め方をされておりますので、市としましてはその基準に沿った形で減額をしていきたいと、減免をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 国民健康保険税に関連した部分でございますけれども、国保税につきましても先ほど柴田議員からの質疑に答弁させていただきましたが、国の交付金が充当されるということですので、所管としましては減免しないことによって支払われないことになるよりも、なるべく減免できるようなことを対応していきたいと考えておりますし、新しい制度で対応できない場合でも従来の制度を最大限活用できるように納税者の皆様の支払い能力に応じて対応していきたいと思いますので、今回のことは初めてのところもありますので、少しでも該当になるのではないかなと思われた方は、ぜひ窓口のほうでも電話でも構いませんので、相談していただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第15 議案第9号 農業委員会委員の任命について
議案第10号 農業委員会委員の任命について
議案第11号 農業委員会委員の任命について
議案第12号 農業委員会委員の任命について
議案第13号 農業委員会委員の任命について
議案第14号 農業委員会委員の任命について
議案第15号 農業委員会委員の任命について
議案第16号 農業委員会委員の任命について
議案第17号 農業委員会委員の任命について
議案第18号 農業委員会委員の任命について
議案第19号 農業委員会委員の任命について
議案第20号 農業委員会委員の任命について
議案第21号 農業委員会委員の任命について
議案第22号 農業委員会委員の任命について
議案第23号 農業委員会委員の任命について
議案第24号 農業委員会委員の任命について

○議長 長 日程第15、議案第9号から第24号 農業委員会委員の任命についての16件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第9号から第24号 農業委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

農業委員会委員の定数につきましては、滝川市農業委員会委員の定数に関する条例第2条の規定により16人となっており、現在の委員の任期が令和2年7月29日をもって満了を迎えることから、議案第9号から第24号までの赤川昌聰氏、石川直樹氏、岩崎秀康氏、内野淳志氏、太田康雄氏、川本圀太氏、菊池亨氏、木幡孝雄氏、佐藤元洋氏、中村英樹氏、長谷川嘉保氏、畠山かおる氏、平沢信二氏、本元慎太郎氏、又村克茂氏、山岸穰氏を委員に任命したいと存じますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

16名の方の略歴書につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いた

だき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号から第24号の16件を一括採決いたします。

本案をいずれも同意することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から第24号の16件はいずれも同意されました。

◎日程第16 議案第25号 財産の取得について

○議長 長 日程第16、議案第25号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

○建設部長 ただいま上程されました議案第25号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

財産の名称は、除雪グレーダ4メートル級でございます。取得の方法は地域限定型一般競争入札、取得の相手方はコマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー砂川支店でございます。取得金は3,113万円、用途は除排雪業務用として使用されるものでございます。

内容につきまして参考資料によりご説明いたします。この入札につきましては、記載の砂川市に支店、営業所のある2社と地域限定型一般競争入札の方法により5月28日に入札を執行した結果、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー砂川支店が3,113万円で落札候補者となり、6月1日の資格審査を経て落札決定者となりました。取得車両の仕様については、車両下部の路面整正装置4メートル級を装備したものとなっております。車両納入期限は令和3年3月31日としております。取得に当たっては、令和2年度防衛施設周辺整備事業により交付決定を受けております。

以上で議案第25号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は可決されました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月17日から6月21日までの5日間を休会いたしたいと思えます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、6月17日から6月21日までの5日間を休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時54分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員